社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会 事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会の事務処理 に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務処理)

- 第2条 事務処理は、すべて決裁を得て施行する。
- 2 決裁は、会長、常務理事、事務局長(以下「決裁者」という)が自 ら行う。
- 3 本会が事務を扱う団体等に関する事務処理は、第1項と同様の処理 を行うものとする。

(会長の決裁事項)

- **第3条** 会長の決裁する事項は、別に定めるものを除き次に掲げる事項 とする。
 - (1) 規程等の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び執行に関すること。
 - (3)予算の編成及び流用に関すること。
 - (4)職員の任免及び委嘱に関すること。
 - (5)職員の服務及び給与に関すること。
 - (6)会計責任者及び現金取扱員の指定に関すること。
 - (7) 寄付金品の受納に関すること。
 - (8) 生活福祉資金並びに母子寡婦福祉資金の貸し付けに関すること。
 - (9)職員の表彰及び懲戒に関すること。
 - (10) 理事会及び評議員会の開催に関すること。
 - (11) その他特に重要と認められる事項

(専決事項)

第4条 会長の権限に属する事務について、常務理事、事務局長が専決する事項は、軽井沢町事務処理規則(昭和54年軽井沢町規則第4号)の規定(以下「町規則」という)を準用する。

(服務に関する事項等の決裁区分)

第5条 前2条の場合において、職員の服務及び給与に関する事項並び に財務に関する事項に係る会長の決裁を要するもの、常務理事、事務 局長が専決するものの区分は、町規則の規定を準用する。 (代決)

- 第6条 会長が不在のときは、常務理事がその事務を代決する。
- 2 常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、主務係長がその事務を代決する。
- 4 前各号の規定にかかわらず、代決権者において特に重要又は異例と 認められる事項については、代決をしてはならない。

(代決後の処理)

第7条 前条の規定により代決をした者は、その代決した事務について、 上司登庁の際すみやかに上司に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(読替規定)

軽井沢町事務処理規則(昭和54年軽井沢町規則第4号)の規定を準用する場合、「町長」とあるのは「会長」、「副町長」とあるのは「常務理事」、「課長等」とあるのは「事務局長」とする。

(規程の廃止)

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会事務処理規程(昭和61年5月1日施行)は廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。